京城新聞

妄言妄評（五）

東嶽生

▲伊藤公の進退　桂首相は頻に伊藤公を樞密院議長に据て、政友會の操縱を托せんとするも、公は例の唯我獨尊に依りて、乃公なくて何の其ば韓八道は暗黑たらんと

◎關說、白川派、と、此說の眞僞は暫く措〔出〕宮貞雄氏より考れば、之を口に發せざるも其胸中には慥に斯く自惚れ居らるべし老いて益々自信のみ强きは由來人間の弱點なり、豈夫公が統監たらざるも八道は決して暗黑ともあらず、新人材を得れば却て帝國の韓國經營は發展するやも知るべからず由來老人は老婆心强く、何時迄も他を子供の如く思推し、何事も安じて之に放任する能はず、公の如きは其婆心最も强し、人は之を公の自信と稱揚す、而して公は桂首相の望むが如く、樞密院に立籠りて統監の職を辭すべき乎、否やは今直に之を承諾せざるべし、若し辭任するとするも今一度來任して、辭任の理由を麗々しく飾りて其余儀なきを天下公衆に示さずんば止まざるべし故に吾人は公が辭任は今一度來韓しての後なるべしと信ず、然れども終には桂首相の要請を容るゝに至るや必せり、何れに向ても乃公に非ずんばとの自信を振り播かるゝは公の特性ならんか

▲曾禰子の進退　近來稍もすれば曾禰子を以て桂內閣に入るべしとの風說立つ、之れ桂侯との關係上斯く推察を逞ふするのみ、頃者亦伊藤公にして辭任せざれば、桂侯は曾禰子を迎へて藏相となし、濟浦子を以て後任たらしめんとの噂をなすものあり、此等も畢竟曾禰子を知らざるより出る推測に過ぎず、曾禰子の多智なる閣員となりて元老なる舅姑の氣嫌を窺ふが如き面倒なることに當らんや、殊に韓國經營は帝國の對外政策上今や猶豫せざるべからざる秋なり、而して韓國に對する自己の考案も定りたるに於ては決して韓國を去らざるべし況や桂侯の首唱に係はる拓殖會社の創立も近きに迫る、此際に於て曾禰子の副統監たるは桂內閣の利便とする所に非ざる乎、曾禰子は專ら實利的方面の發展に重きを置くと聞く、果して然らば拓殖會社と相俟て韓國經營に一新面目を啓くならん乎、要するに曾禰子の副統監は動かざるべきなり、

▲宇佐川一正男　拓殖會社の總裁と噂ば決定したる宇佐川將軍は果して適任なりや、吾人は將軍が軍政家として陸軍部內有數の人たるを知る、大佐時代より近き將來の陸軍大臣として陸軍部內に於て囑望せられしを知る、然れども實利的方面の人としては未だ其技倆を認めざるなり、然れども溫厚にして常識に富み韓國の事情に通ずる所よりして好個の總裁と斷言するに憚からず、桂首相との關係も深く、伊藤公にも親善なれば會社の發展に於て統監府との間も圓滿に進行すべきなり

（未完）

●七月中金融狀況

（京城日本人商業會議所）

本月に於ける當地金融市場は先月來引續き逼迫の間に稍々平靜の經過を示しつゝありて別に目新しき資金の需用起らず各銀行の貸金に於ても商人側に關するものに付ては五月以後本月に至るの間大なる變動なし一般商取引に付ては一九日以後殆んど半ヶ月に渉る霖雨の爲め頗に賣行減少し前日に比し集金意の如くならず頗る困難の模樣あり各銀行に於ける貸金及預金高を日韓人側に區別調査すれば左の如し

●日本人側三銀行●

六月分預金	六、六一〇、三七八	貸金	三、〇七八、四八七
七月分預金	五、七九五、九六〇	貸金	二、九八一、三九五
減	八一四、四一八	減	九七、〇九二

●韓人側四銀行●

六月分預金	九一〇、七三六	貸金	一、一二四、一二〇
七月分預金	八四四、四三二	貸金	一、一二七、四五一
減	六六、三〇四	增	三、三三一

右表により日本人側三銀行の狀況を見るに前月に比し預金に於て八十一萬四千四百餘圓貸金に於て九萬七千餘圓の減少を示したるも是等は皆第一銀行の公金預金又は三井物產會社の綿布綿糸等に關する大口なる取引にして當地一般金融に付關係なきが如し亦韓人側に於ける四銀行の狀況を見るに前月に比し預金に於て六萬六千余圓の減少を示したるは重に農工銀行預金にして韓商人等の夏物仕入の爲め引出したるに因る貸金に於て三千余圓の增加は是亦同樣の結果により貸金又は借り換等を爲したるものあるに基因するが如し其他著しき變動なきも概して不振の狀態にあり今後各銀行に於て既貸出に對し急激なる處分を爲さざる限りは漸次市況に活氣を呈し恢復を見るも亦た近きにあるならん

●仁川稅關鑑定價格に就て

嚮に仁川綿糸輸入商が南大門稅關出張所と仁川稅關との綿糸鑑定價格が甚しき高低あるを發見し斯界の一大問題となりたるも仁川稅關が其價格引下を斷行したるを以て漸やく落着を告げたるが今回又々仁川に於ける麥酒輸入業者は仁川稅關の麥酒鑑定價格七圓六十錢は他稅關即ち群山、木浦、鎭南浦（以上皆七圓）及び釜山稅關の鑑定價格六圓七十八錢なるに比し頗る高價なることを發見したるより又輸入商界の一問題となり過日來大日本麥酒會社の特約店なる宅合名會社より仁川稅關に對し該價格引下の交涉をなしたりと尙ほ麥酒の外下駄の鑑定價格につき目下當業者は運動中なり其眞相を聞くに從來仁川稅關は鼻緒ある下駄類には五分の關稅を課し鼻緒なきものに對しては木工品と見做し八分の稅率を課しある次第にて之れにつき京仁下駄商は過日來より再三仁川稅關に其不當を訴へたるも稅關は一顧をだも與へざる有樣なれば京仁當業者は各會議所を通じて當局に交涉せんと目下準備中なりといふ

小說　新不如歸（八十一）

篠原嶺葉著

不意の襲擊に、司令官たるガレゴール中將を失ふたるのみならず參謀長を始め重なる參謀官を悉く失ふて、剩さへ前後挾擊を受けた敵軍は、第一の堅壘を占領されて、二千五百の兵が我を先にと遁逃したので、他の兵卒までが驚き怖れて、防戰をも爲さずして、奉天街道を指して退却した、司令部にあつて戰況如何にと、傳令使の齎らす戰報を待つてあつたクロパトキンは、此の敗報に接して殆んど顏色の變るまで驚いたが最早防戰の見込のないを察して、自ら全軍を指揮して隊伍を整へて退却さした。さて又我が第一軍に在つては、青木司令長官を始め、各師團長、並に參謀官など打寄つて、種々の噂が起つた。



「如何にも不思議ぢやないか、あの樣子で見ると、後方から廻つた一隊があるに相違ないが、其の兵の出所が判らない。」

「實に不可思議千萬です、しかし正しく我軍に相違は無いと思ひますが、何分まだ亂軍中で何の一隊が後方に廻つたか、少しも取調が就きません。」

「何んにしても日露開戰以來の大功を顯はしよつたわい。」

と欣然として語らひつゝある所へ、一隊百五十人ばかりの士卒を引連て、靜に司令長官の前に來て敬禮する男がある、身には露國中佐の軍服を纏ふて居るが、顏は正しく日本人である。

見るより青木司令長官は、嚴然たる態度で

「貴樣は何者ぢや。」

と誰何した。すると件の男は、

「小官は休職陸軍步兵大尉西脇義祐と申すものでありますが、仔細あつて敵の總指令官たるクロパトキン大將の下に、露國中佐として假に幕僚となつて働いて居りましたしかるに此の遼陽の戰はクロパトキン將軍が全力を盡した作戰計畫でありまして、如何に我軍が勇猛でも、優に三ヶ月は防禦するだけの準備が整頓して居つたのであります、云はゞ日露の勝敗を決する關ヶ原とも云ふべき戰ひであります、そこで今宵我軍の夜襲があると聞きましたので、豫々密に計つて置た我軍の捕虜を悉く解放して、自ら之れが指揮官となりまして、遼陽第一の堅壘に向つて間道を驅け付けて見ますると、此の方面を指揮するガンゴール中將が、頻に拔劍して士氣を鼓舞し居りますから、此處ぞと狙ひを定めて一發放しまするとは過たず彼男は其場に倒れて了ひました、續いて三四發放しまするど、主要部とも云ふべき將校は、算を亂して倒れました、機乘ずべしと、これに引連ました捕虜の一隊を指揮して、それに居る殘りの將校を悉く打倒し、續いて背面から砲壘を襲擊致しました所、敵は不意の襲擊に驚いて早くも砲壘を棄てゝ逃走致しました、遁る敵を能き程に追擊して瞬く間に二百人ばかりを打倒し、砲壘に立戻つて我が日章旗を樹てました、が斥候を放つて敵軍の樣子を探らせました所、一波萬波に及ぼしまして、諸方面の敵兵はこれがために亂れて、悉く奉天街道を指して退却致しました、依つて此旨を報告旁これなる敵軍に捕れとなつて居つた我士卒を引連ましたから、宜しく御處分を願ひます。」

と、息も繼がず、滔々と述べ立てた。一同は西脇の意外なる報告に、互に顏を見合せて、其勇氣と機智とに感嘆した。中にも青木大將は、太く滿足の色を湛へて

「いや、貴樣の働きは遼陽攻擊中第一の戰功である、此事は直樣大本營に報告するか

京城新聞

宮相の閣議列席

宮中府中の混同

由來未開國の政治が混沌として規律なく、弊害百出して救ふ可らざるに至るの原因は主として宮中府中を混同し之を差別せざるが爲なり、韓國の如きも數百年來此宮廷專擅政治を行へり、國王は宰相にして百臣皆之に聽きて執政す、之を以て我歷代の駐韓公使が國政の改善を注告する毎に宮中府中の混同を廢し、截然と之を區別せざる可らざるを以てせり、特に井上馨が公使となりて新國の弊政を釐革し、專心指導啓發をなさんとするや、當に宮中府中の差別を唱導したり、屢々宮廷に伺候して秩然たる區別を劃せざる可らざるを陳奏し、我國の制度に做て宮內府を獨立せしめ、[illegible]として政治に干與せしめざることとし、以て一方宮中の尊嚴を保ち一方は紊亂せる國政を革めんとしたりき、然れども是れ唯表面のみに止まりて宮中の勢力は常に壓迫し來りて內閣は宮中の意志を聽きて執政する機關たるの觀あり、井上馨は其特有の疳癖を起して歸朝するや、忽ち舊態に復して宮中府中は雜然として混同し議政府は唯宮中の指揮に依りて執務するの府となり、政治の中心は依然として宮中にあり、爾後の我駐韓公使等皆其弊害を認めて之が改善を唱へたるも更に其効なかりき、從て國政は益々紊亂せり、然るに日露戰役後日韓の新協約締結せられて、我が保護國となるや、伊藤公統監となり國政の改善に着手せらるゝや、公も井上馨と等しく盛に宮中政治の非を鳴らし、弊政の根源全く茲にありとなし、其區別を劃するに殆ど全力を盡くしたるの觀ありき、之が爲に多少の面目を革め幾分其弊を除きたり、然れども數百年來の弊習たる宮中の勢力は容易に拔く可らず、較もすれば宮中勢力の壓迫は內閣を襲ひ、伊藤公も之が爲には屢々苦心煩悶せられたるの觀ありき、幸に時機は熟して昨夏に於て第二協約を締結し、先皇退隱し、皇太子に位を讓ることゝなり、日本人を以て宮內次官となし、其他書記官等數人を宮內府に入れ、宮中府中の差別を正し、宮廷は全く政治の外に超然たるに至れり、爾來宮中の肅淸に鋭意邁進しつゝありと聞き、世人は之を以て伊藤公の効蹟と見做せり、然るに頃者何等の必要ありてか宮內府大臣をして內閣會議に列席せしむることゝなれり、之れ余輩の甚だ怪訝に堪へざる所なり、宮內府大臣が閣議に列することゝなりたるは宮中の勢が亦も內閣に加り來れる徵證ならざる乎、宮內府大臣は政治上に干與すべからざる規程あるに非ずや、漸くに區別して宮中政治の弊を打破し得たるに亦も宮內府大臣をして閣議に與らしむるは甚だ非なり、何等の必要ありて閣議に列せざる可らざる乎、統監府は何故に之を默認せるや、此儘に放任せば他日必ず悔ゆるの時來るべし、統監府は宜しく宮相の閣議列席を排して、宮廷をして全く政治の外に超然たらしむべき也。

東京電報

▲高野代議士の拘引

代議士高野孟矩氏は本日東京地方裁判所の喚出を受け取調の上拘引せられたり事件は韓國紙幣僞造の嫌疑に就てなり

▲官制改正見合

統監府官制は當分改正を見合せ、二年の後に充分なる改正をなすことゝなれり但し鶴原總務長官の跡は空位となし置く筈（以上十四日發）

雜報

●韓皇の德壽宮問安

韓皇には既報の如く豫定の御日程にて昨日午前十時三十分敦化門御發輦、黃土峴を經て大漢門より德壽宮に行幸太皇帝の暑中の御機嫌を問安あらせられたり鹵簿は例の如く公式にして閔丙奭氏陪乘し警視一騎警部二騎騎兵一小隊前後を警衛し各大臣供奉したり皇帝には十一時太皇帝と對面の上御會食あり午後三時三十分還御あらせられたり

●旅中の韓太子

關西旅行中の韓太子は十三日午後嚴島神社に參拜夜に入り廻廊に於て花火を御見物ありたり尚同日嚴原町へ[illegible]嚴島神社へ幣帛料を納められ同夜三原水道[illegible]又旅行の爲め盡力せられたる山口鎭守府長官伊地知工廠長武內參謀長宗像縣知事等へ御紋附の銀盃を賜はりたり

●京城民團議員總辭職理由書

辭職の理由を明にして居留民諸君に告ぐ

親愛なる居留民諸君、今回發布せられたる統監府令第二十三號民長官選令は我京城民團二十餘年間の歷史に汚點を印し我居留民全般に涉る自治權能の消長に關する大問題にして之が爲め輿論大に沸騰し[illegible]の論爭となり紛擾[illegible]開となり紛擾に紛擾を重ぬるに至りしは諸君の熟知せらるゝ處なり然り而して民會に於ける小生等は諸君の推選に依り居留民二萬の代表者として民會議員の公職にあるか爲めに最も愼重の態度を以て本問題の解決に努力し以て諸君の付託に背かざらんことを期せしも不幸にして志の如くならず今や其職を辭するの境に達せり[illegible]の責う小生等茲に一同辭職を爲すに至りし經過並に理由を敍述して諸君に告げ諸君の聰慧なる判斷を[illegible]所なかるべからず

[illegible]府令第二十三號を以て[illegible]發す[illegible]し民長は統監之を任[illegible]して小生等の[illegible]是實に晴天の霹靂に[illegible]事件に關し統監[illegible]能はざる所如斯重大[illegible]するの方法を取[illegible]等民間の輿論を察知[illegible]人居留民の權利[illegible]然の發布を敢てし吾[illegible]等も遂に默視す[illegible]するに至りては小生[illegible]關繁太郎氏は歸[illegible]ず七月廿七日一同[illegible]に集合して該令[illegible]）議長和田常市の宅[illegible]請願及其他の事項を決定し委員六名（和田中村山口古城中島曾我）を擧け直に民長官選反對の意見を公表し其翌七月二十九日古城菅堂宅に集合し委員の提出せる右の請願書を可決し（請願書は畧す）七月三十日委員六名は該請願書を携へ三浦理事官を訪問し該請願書を曾禰副統監に傳達せんことを求め併せて副統監に面陳致し度き希望を通じ置きたり翌三十一日委員六名は陳情の爲め曾禰副統監を統監府に訪問せしも副統監は公務の支障あり石塚參與官を代理として面會せしめられたるを以て委員は交々請願の趣旨を縷述したるに參與官は追て三浦理事官を經て回答を爲すべき旨を告げられたり該途委員は巳城館に會し各地民團議員に對し請願の趣旨を通牒せり越へて八月五日三浦理事官は曾禰副統監の口達なりとて京城居留民會議員十八名の提出せし二十三號令撤廢請願は採用の餘地なし且つ本問題に關しては面會の必要を認めざる旨傳達せり此報に接したる一同は八月六日中村再三宅に集會して一同辭職を爲すの外なしと決し各自辭表を認め翌七日和田議長の手を經て之を熊谷民長に提出せり

（二）辭職の理由

小生等は明治三十九年十月京城居留民の代表者として選出せられたる公選の民會議員にして當時居留民は法令の定むる所に依り選民長に民長撰擧の權を依託し小生等は民長テフ旅艤の下に其職に上りたるものなり然るに不幸にして小生等の在任中統監府は府令を發して居留民團施行規則を改正し民長公撰の權利を剝奪し民會既待の自治權を侵害せり抑も自治團体の首長たるべきものが公撰に依らざる可らざるは文明諸國一般の通論にして現に各國は概ね之を採用し居れり然るに今此文明の方式に背き我京城居留民團の如き韓國の首府にして二十有餘年間の尊重すべき歷史を有する自治團体の既得權ある民長公撰の權利を剝奪したるは自治を重んずる小生等の到底堪へ得る處に非ず何となれば是れ吾人居留民は自治的能力なしとの侮辱を受くるに等しければなり故に小生等は二萬の民意を代表すべき民會議員として飽迄希望を貫徹せんと欲し愼重の態度を以て前章陳ぶるが如く撤廢請願の擧に出たるも其の目的を達せざりしは小生等の深く遺憾とする所なり事變に至る小生等は一は自己の不德を謝する爲め一は官府の反省を促す爲め斷乎たる處置に出づるの外なしと決心し遂に一同聯袂辭職したり是れ蓋し居留民諸君に對する責任を重んじ輿論を代表するの道なりと信じたればなり辭職の理由以上の如し抑も小生等が居留民の自治を尊重し民團の權利利益を保持せんと欲する衷心は其施に達せり居留民たるもの誰れか民團を愛せざらん殊に小生等は永きは二十餘年短きも十數年間京城に在留せしものにして前途將に墳墓の地を以て期するものなれば民團に對する念も一層深厚なるを覺ゆ焉んぞ好んで議員の公職を抛ち諸君の倚託を空ふするを以て能とするものならんや雖夫れ民會の權利は剝奪せられ民團の歷史は汚辱を蒙り苟且偸安甘んじて官府の不當命令に屈從せんか一度屈したる權利は又伸はすに難たく吾居留民團の前途は頗る寒心に堪ゆざるものあらん是れ小生等の深く憂痛嘆する所にして今日涙を揮つて最後の決心を爲したる所以なれば苟も我民團を愛するの諸君は必ずや小生等意思のある處を諒とせん夫れ明月は時に浮雲に覆るゝも須臾にして光彩明なる如く小生等は小生等の主張を以て正義なりと信じ而して正義は必らず最後の勝利者として事實に現はれ來るべきを確信する以上は今假令會議員の職を去るゝと雖も我親愛なる居留民諸君と共に毅然として動かず慨然として奪ふ可らざる大節を固保し以て小生等の主張を貫徹し以て民團永遠の幸福を增進せんことを期す希くは二萬の居留民諸君小生等の情緒切にして言はんと欲して言ふ能はざるものあるを諒察せよ

明治四十一年八月

前京城居留民團民會議員

和田 市郎　進 辰馬　酒井 政市　古城 菅堂　森 勝次　山口 太兵衛
三好 和三郎　貞島 品吉　釘本 藤次郎　中村 再造　曾我 勉　秋吉 富太郎
增田 三穗　濱野 鐵次郎　梶原 末太郎　鷹取 虎次郎　田中 常次郎　中島 司馬之助

●官選反對請願 龍山の請願書

謹で請願す

今回統監府令第二十三號を以て居留民團法施行規則の一部を改正に相成民長は統監之を任免することに改められたるは下名等の等しく意外に感じたる所にして甚だ敬服難致ものに有之候左に下名等の卑見を開陳し該府令の撤廢を希望仕候

一、民長官撰は民間自治の本義に背馳するものなり

居留民團法施行規則の規定する所によれば民長の職權は之を內地の市町村制に比較して頗る廣汎なるものあり即ち民團の執行機關は市町村制に於ける合議制を排斥し單獨制を採用したる爲め參事會制度委員制度等を設けず豫算其の他議決事項の執行は一に擧りて民長の自由に任せり加之ならず議會の開閉議案の提出凡て民長の權限に屬するを以て民團自治の本能を發揮し得るに過ぎず然るに今若し民會より民長選擧權を剝奪し代ふるに官選民長を以てするときは民會の權限は殆ど減縮し盡したるものと云ふ可く民團本義に背馳するや敢て多言を要せざるなり

二、民長の官選は民團の發展を阻害するものなり

自己の推薦に係る民長をして完璧の治蹟を擧げしめんと欲するは勢ひ民會の希望たらざるを得ず又輿望を負ふて推擧せられたる以上民長は衆望に添ふ可く特に意を用ひざる可らず是に於て兩者の意志自から疏通し來りて遂に圓滿なる結果を見るは我龍山民團の明に立證する所なり官選民長と雖も素より居留民の利害休戚に對し周到の注意を拂ふ可きは決して疑を容れざる所なるも民會と民長との間に於ける意志の疏通は終に公選民長の如くなる能はざるは蓋し止を得ざる所なりと信す之れが爲め兩者の間意思次第に阻隔し來りて事々物々衝突紛擾を重ぬるに至らば民團の發展を阻害せざらんと欲するも能はざるなり故に官選民長は民團の發展を阻害するものとす

以上は卑見の概略に過ぎざるも下名は我龍山民團の將來を慮り右二項の趣旨に基き統監府令第二十三號の撤廢及請願候也

明治四十一年八月十一日

莊司 章　德久 米藏
加藤 重太郎　兼古 禮藏
村井 甚七　木村 稔
三木 熊之助　渡邊 五郎
松本 彌三

統監代理
副統監子爵曾禰荒助殿

●梁起鐸出廷せず

梁起鐸の國債報償金詐僞取財事件は昨日京城地方裁判所に於て公判に付せらるゝ事に決定し既に被告人に對しては喚出狀を交付しありしも既報の如く梁起鐸は官憲を詐きて英國法權保護の下に身を投して喚出しに應せず英國官憲亦被告を庇護して罪人引渡條約に規定の義務を履行せざるため公判は已むを得ず無期延期せられたりと云ふ

●京城監獄責任問題

京城監獄は新官制の規定に基き去月十五日より開廳せられたるものなるが爾來未だ一ヶ月に滿たざる短期間に於て既には內亂罪強盜罪の被告人十四名を逃走せしめ今回又國債報償金詐僞取財の被告人梁起鐸を逸して遂に對英國際問題を惹起するに至れり此れ或は當局の錯誤に出でたるものなるべしと雖も其の大失態を生じたる責任は免るべからずして典獄以下相當の處分を受べしと

●臨時參與官會議

昨日午後九時より統監府樓上に於て各參與官列席し拓殖會社設立の件に就て會議を開き十二時散會す

●國有財產と願書不受理

帝室有財產が國有に移され度支部に於て其事務を取扱ふ事となりてより右財產に關する諸種の請願書を提出するもの多々有之由なるが度支部に於ては目下右貸下規定制定中なるを以て同規程の發布さるゝ迄は右の願書は總て之を受理せざる筈なりと云ふ

●統監府韓書買入

圖書室用として同府は先頃中より韓古書を買入れつゝある由なるがソレが爲か昨今韓古書の直段は非常に騰貴したりと云ふ

●日刊新聞發行計畫

京城現四新聞の外に日刊新聞發刊の計畫ある由なり

●千早の出港

仁川に碇泊中也し千早艦は一昨日午前九時拔錨海州方面に向ふ

●冷藏庫設置

（郵船會社引揚と敷地內訓）

韓國政府の設計による釜山の魚港計畫も已に着々實行せられんとし其期切迫せるものあり次て冷藏庫を建築せらるべく場所は現在の郵船會社敷地と豫定せられたり郵船會社は釜山支店を引揚ぐべきに就き同理事廳より設置に對し處分の內訓十三日を以て達したり同社は來る十月を以て凡ての整理方法を定むる由なれば解決豫想より速やかなるものあるべく韓國政府側の要求は昨今に至り度を加へ來れる模樣なり

●密漁船取締

近時鎭南浦方面に支那密漁船の增加劇しきより仁川稅關にては或期間內櫻井丸を巡邏船となし取締に當らしむべしとなり

●咸南輕鐵の紛議

咸興より西湖津に通ずる陸軍經營の咸南輕便鐵道は咸興の日本人會此れが貸下を受け同會より更に同地なる興業株式會社に轉貸して營業せしめつゝありしに同會社は近來資金の融通自由ならざるため數輛の客車を運轉せしむるのみにて全然貨車の運轉を中止したるため轉貸者日本人會は此れを以て同會社に經營の能力なきものと認め轉貸契約を解除し本月四日より同會に於て直營運轉する事となせり然るに同會社の大株主等は此れがために株劵下落し（額面十二圓五十錢劵の相場五圓內外）多大の損害を招きたるのみならず日本人會は陸軍より借受契約を解除せられたる場合の外は興業株式會社に對し契約を解除する事なき旨轉貸契約に明定しあるを以て同會の行爲は契約違反なりと激昂し訴訟を提起せんとする形勢となれり而して日本人會評議員會は本問題決議の際可否同數なりしを議長山田宇吉の採決に依りて直營に決したるものにして目下同人は事務長として同鐵道の牛耳を取り居るが如き全く反對評議員と暗鬪の結果互に勢力を爭ひ相手方の企劃を阻害せんとするの魂膽に出でたるものなりと云ふ

●漢江の浮標設置

漢江に航路標識を設置すべく仁川商業會議所より浮標四個立標二個を設置すべく燈臺局に請願したるより燈臺局よりは過日島燈臺局[illegible]以下數名小蒸汽にて漢江視察を遂げたることは既報の如くなるが其結果草芝、サントロモツコ、康麻浦の三ヶ所に立標をサントロモツコに浮標百個、サツコルヤムチユンに浮標二個を設くることゝなり不日島局長の手より永濱關稅局長に其許可を受くべく上申する筈なりといふ

●無稅輸入と商人

禮山、烏致院、天安方面に於ては陸軍に納入すべき名義を以て無稅輸入品を一般日韓人に販賣しつゝあるため普通商人は多大の打擊を蒙り遂に其善後策につき各地商人より仁川商業會議所を通じて理事廳に請願する處あり爲めに陸軍當局に於ても種々調査中なるとは屢々報導したる所なるが烏致院禮山方面に於ては多少此種の不正商人減少したるやの觀あるに不拘獨り天安に於ては尙益々不正販賣の手段を廣め同地に於ける酒保の如きは其所屬隊の名を記入したる通帳を一般居留民に配布し續々販賣し居れりとの事にて之れが爲め普通商人は到底競爭をなすを得ず非常の困難を招き居れりと云ふ

●警備電話開通

慶尙北道寧海蔚珍間に架設中なりし警備電話は本月七日より開通せりと云ふ

●露國勳章受領

仁川富田民長松村仁川病院長は去る三十七年仁川沖海戰の折露艦ワリヤーク、コレーツの負傷兵救護事業に盡せる功により昨日仁川露領事の手を經て同國皇帝より勳三等の勳章を賜りたり

●仁川府尹の祝宴

來る廿七日は韓皇即位紀念日なるを以て仁川金府尹は同日日韓官民を招待し祝賀會を催す筈

●紀元節と各團体

一昨日は韓國紀元節なりしかば帝國實業會は二百名勞働夜學會は六十餘名各其事務所に集合し祝賀會を開きたりと

●興振會と同盟會の寄附

四十年暮れの大賣出團体たりし仁川商業興振會並に廿五年紀念祭に於ける實業同盟會に於ては各會員出資して景品費用等に充てたるが此程決算の結果興振會は五十圓同盟會は四十五圓八十錢の剩餘を生じたるを以て何れも小學校教育基金として民團に寄附したり

●少年同志會

尹吉善外五名の少年等は學術体育實業の研究發達を圖るの目的にて少年同志會なるものを設立したりと

公人私人

▲[illegible]寬（慶尙南道警務部長）一昨日赴任
▲大澤熊郞（憲兵隊一等軍曹）一昨日任地へ出發
▲多木粂次郎（代議士多木肥料會社長）一昨日下仁昨日入京
▲湯淺秀富（慶北警部長）昨日午前九時仁川發にて赴任の途に就けり

●取消

前號所載梁起鐸事件と題する記事に就て左の如く申込あり

本日發行貴社新聞第三十六號梁起鐸事件と題する記事の中統監府と英國總領事との間に交涉ありしか如く記載しあれども統監府は梁起鐸事件に就き直接交涉を爲したること無之に付統監府に關する事項は御取消相成度新聞紙規則第十五條に依り及請求候也
明治四十一年八月十五日
統監府印
京城新聞社御中

●近事片々

▲桂內閣對淸策に就て大に計畫する所ありと聞く如何に孟新の實を擧ぐるならん乎
▲小村伯の露都に於ける長春に就ての擧動は多少此邊に關する消息を語るならん乎
▲最近淸國の我に對する行動兎角圓滿を缺ぎ較もすれば我に反抗するの勢ひを示す
▲淸國の我に面白からざるは背後に何等かの消息あらんも我對淸策の拙も亦一因也
▲在米淸公使伍廷芳は紐育ヘラルド記者に米淸同盟日本の勢力侵入を防ぐと聲言す
▲伍廷芳の此聲明は北京一部の說を能く代表せる者慥かに斯る說を爲す一派ある也
▲併し是れ淸國の輿論に非ず日本に嫌焉たらざる一派の說なれども亦一の風潮なり
▲日淸の國交を圓滿にし極東平和の基を築くには更に日淸協約を締結する必要あり
▲淸國一部の誤解を正し我に好意を表せしむるは極東近時の要務對淸策の一新急也
▲韓國兩班は今は生活上の革命に瀕し其狀態慘憺たるものあり救濟の方法はなき乎
▲日本の維新當時士族に秩祿公債を與て生活狀態の急變を防ぎ以て無事に經過せり
▲兩班生活上の急變に就て何等かの策を講ずる必要あらん是慥に一の社會問題なり
▲渠等が生活上の急變に遭遇し之を脫する途なきより勢ひ統監政治の反抗者となる
▲之が救濟の策を講ずるは決して無益の事ならず社會政策上看過すべきものならず
▲伊藤山縣の交涉斷絕して伊公の樞相たる望なしとの說あり是れ注目すべき問題也
▲伊公は山縣一派勸說を排して樞相たるを肯せず飽迄統監として韓國經營に從ふと
▲治權撤去の事に伊公全力を盡さんとて桂侯等の勸說を却けたりとは眞なりや
▲所信は感ずべきも伊公としては却て樞相として最高顧問たるが或は適任ならん乎
▲意氣組は斯くても總には桂侯の勸請を容るゝに至らむ唯問題は其時機にあるのみ
▲土耳其の將軍ゴルバシヤは軍隊も議會も總て日本を模範とすべしと聲言せらると
▲是に就ても土國との國交條約は如何にせしや未だ其運ひに至らざるや隨分呑氣
▲土國との國交條約談判を始めしは數年前也其間何等の故障ありて斯く遲々たるや
▲君斯丹丁堡は東歐外交の中心也速に公使を駐在せしむるは最も必要條約を締結せよ

●新參先生の素性

△勿體女郎屋の悴

御用紙は自慢の鼻高々たる記者に莫覺狂記の聲を以て人も許し自分も大に許す新參生は入社早々元氣ナカ〳〵に燦にて縱論橫議の筆鋒は半ヨヤ民間の新聞紙を瞠易する程なるが何は扨て此の新參生の北郷の程も憚りなく過日の紙上に於て臆面もなく否な闘々しくも論說に於て「新聞記者の品性」とかいふ題目の下にさも殊勝然たる講義を試みられしが此れこそ藪をついて蛇を出すの譬へマヅ夫れよりは新參生が北郷の稼業に思ひ及ぶが早かるべし聞く所に依れば新參生の實家は馬關にて父は女郎屋を稼業とするものなるが親爺は我が悴の大學を出でし法學士の肩書を贏ち得しを誇どし而は逆者一躍して〇〇〇〇の主筆となりしを無上の名譽とし町内の者には云ふに及ばず來る人毎に此事を吹聽し鼻高々と自慢し居る由なるが之れ親の情として勿論なり併し其の悴たるもの何ぞ大に磨しく自分の肩書を恥ぢ自分の品性論などを擔ぎざるべからずイヤチヤラ可笑しき次第といはざるべからず是れは抑も什麽であらうど思ひ但し今の世の中にては別に差支ゑはなきももし新參生にして眞に品性論を云々するの心あらばナゼ實家の親爺をして斷然女郎屋を廢業せしめざるにや更らにもし新參生にして左程に品性の高潔なる方ならば親爺の金否な可憐なる女郎が肉を賣り血を絞りたる金を以て學資に充てしにや思ひ及ぶ新參生なるもの内に省みて衷心忸怩たるものなきか、さはれ京仁の民間記者未だ新參生より品性論を聞く程に墮落は致し居らざるなり

●伊東劇と白川劇(下)

鐵阿彌寄

◎如何なる名優も柄に無き役は成功せざるべし、脚本は先づ俳優ありて後に定まるものなり、此點に於て伊東派は時俗に歡迎され、白川派は一二の好劇家に喜ばる、營利上より言へば前者は成功し、後者は不成功に終はる。

◎此際兩派が鎬を削つて相爭ふは双方共大に不可なり伊東對白川の組打は尚忍ぶべし伊東一座と白川一座の競技に至りては問題にも成らず、本町座は表面より窺へば白川が座長なるも事實に於て峯松が座長なれば、斯界の黄吻兒峯松が組織したる一座に白川、南郷、三浦等が加はりたるのみにて直ちに之を白川一座と稱するは余りに馬鹿〳〵し。

◎之を品性の上より評せんか、良家の妻女と通じ、藝妓に馴染みて常に男地獄的醜行絶へざる峯松信夫が却つて潜勢力を有し、斯業を忠實に研究し、稍幾分の理想を有せる白川廣一と肩を比ぶるは之れ何等の滑稽ぞ、吾人は茲に繰返して白川の不運を憐むものなり。

◎滑稽は之れのみに止まらず、峰松近來太夫元と成りて髭を蓄へ、伊東の髭に相對せんとす。例の口善惡なき京童嗤ふて曰く「髭なくて何の已れが座長かな」と。

◎閑說、白川派には數日の中に名古屋より田宮貞雄以下數名の新加入あるべく、田宮は客將の地位に祭り込まるべしと、田宮の來たるは或は信ずべきも其の客將たらんは恐らく虚說ならん、田宮は弱蟲峰松の兄貴分なるのみ、白川とは比べ者に成らず、況んや白川一座の客位に推すは無謀も亦極れりと云ふべし。

◎終りに兩派を總評せんか、伊東派は客を呼ぶに巧みにして最も新しき興行策を廻らし、白川派は頭腦の無き峰松輩が太夫元たるが故に興行法は頗る下手にして、僅かに白川の人氣に依りて客を呼ぶのみ。(完)

▲▲▲次回小說豫告▼▼▼

……夏季の好讀物……

連日江湖の喝采を博しつゝある、悲哀小說「新不如歸」は愈々數日の後に全編を了り、名殘り惜しくも大方の讀者諸君をして、悽惋沈痛の餘情綿々として長へに禁ずる能はざらしめんとす、依つて本紙は更に從來の作者篠原嶺葉氏に託し「皐月闇」なる長編を掲げんとす、筋書は明治最近に於ける或る華族の家騷動を脚色したるもの、構想怪奇、情趣幽艶、或は佳人暗涙に咽び、百鬼夜陰に囁やき、壯夫世道を慨する等、波瀾重疊、變化多樣、克く現今上流社會の裏面を派羅剔抉して毫も餘蘊なし若し夫れ作者が洗練老熟の筆と、優婉華麗の詞とに至りては既に業に讀者の熟知する所、所謂情想、文彩兩ながら相俟つて正に錦上花を飾り、花下雪を飛ばすの美觀を呈するべし、請ふ讀者刮目して、掲載の日を俟ち、之が内容と實質とに就て徵せられんことを

▲▲▲次回小說豫告▼▼▼

……夏季の好讀物……

●奇美人

▲元は淫賣婦今は洋妾
▲下げ髮に二尺の赤リボン
▲チリメンの兵兒帶ダラリ

竹園町五番戸と筆太く記された板の札が懸けてある門を奥へ這入れば六間長屋の溫突がある其溫突の最端の戸は閉されて不在と貼り紙がしてある此空屋が即ち此に掲ぐる主人公たる奇美人の母人が住居つて居た家なのであるが其母なる人は四五日前に流行病に罹りて黄泉の人となつたそうだが專ら世人の問題となつて居る奇美人は其娘で年は二十の花盛り髮はれ下げで脊へ長く垂れてハイカラの赤いリボンを二尺許りも垂髮と共に下げ浴衣に縮緬の兵兒帶ダラリと結んだ態度は何處までも人の視線を引かしむるのである此奇美人の生國は大阪とかにて今より五年前十五の歲母親に伴はれ釜山に渡り草梁の片隅に一軒の家を借りてコツ〳〵と春を賣つて世を渡りしも商賣が商賣とてヤレ衣裳だソレ髮の飾りだ下駄だ何だと拵へたるも思つたよりも身入りはなし自分の金では到底もやり切れないから借金をする利子は嵩むと云ふ狀態に立至つたので二進も三進も引きも出も出來ぬ仕儀となつて大變困つて居る處を世の中には見捨つる神もあれば助くる神もあつたもので此時掛り合つたのが鼻の下三尺もあろうと云ふ赤髭殿にて元より鼻の下の長き男なれば此美人にゾッコンと陷り込み遂に幾何かの金を拋つて一輪の花は此に根拔にされたのであるが赤髭は今や一輪の名花を得たので非常に喜び直ちに京城の或る赤煉瓦の屋敷に移し植へ母親は前記の溫突に樂隱居となり何不自由なく暮らすことゝなつたのは今を距る三月前のことであるそも此の花は離れなるらん(つゞく)

●自然主義の破壞

淫風吹き荒む京城には得て有り勝ちのことにて敢て怪しむに足らぬ話しなるが永樂町三丁目に瀬野れわつと云ふ番茶も出花の少女あり左まで緻標よしと云ふにはあらねど今が出花の色盛りのことゝて菊石も僻に見ゆるが戀の癖にて隣家の某方に住居へる地獄の代書とかを勸める名からして色男の資格に適した主水といふが隣りづからのことゝて毎日每朝顏見合する所から初めの程の冗談が互に忍ぶ戀中となり末は二世までとも安くない間柄となりたるは今より二ヶ月前のことなりしとか扨ても其後二人は其處の小陰や彼處の軒の下で夜な〳〵其嬉娯に世を憚りて樂み居りしが初めの程こそ人目を憚れ度重ればば心の奥も据りて面の皮さへ厚くなり今では人目の關をも憚らずに嬉娯きし居りしを人もあらうに此頃の事姉のわ何が之を見付け出し酷ど折檻の果ては此地にも居ることの出來ぬ始末となりたれば主水の落膽云ふ計りなく若しれわつと一緒に住むことの出來ぬことになつた曉には世の中に生て何の甲斐のあるべき一思ひに情死でもしようかと考へしもまて〳〵死んだとて花實の生るおやなし一層のこと恥を包みて宿の妻に貰ふ談判するに若かずと自ら全權大使の資格を以てポーツマスならぬ瀬野の宅に出掛けたるも大失敗にて償金四圓に反物一反を賠償することゝなり一先づ其局を結びたるが此方のれわつは斯る始末となりたる爲め都を跡に深き恨みを呑みて安東縣に立退きたるは十日計りのことにて主水は其立退く時に際し今月の末は是非京城へ歸つて來い路銀は此方から送るなど泣きの涙で別れたる由なるが此後如何になるだらうか

●其實淫賣屋の亭主

南山町二丁目のさる下宿屋の隣の二階を賃借りし終日爲すこともなくブラ〳〵と此の長き夏の日を無聊に送り居る年頃二十六七の壯者あり身分も賤しくは見ねず一寸外へ出るにも小瀟洒した浴衣に縮緬の兵兒帶を結び金口莨をくゆらす風躰もナカ〳〵に意氣に見ゆれど又ある時は透矢の羽織にパナマ帽といふ紳士然たる扮裝に大分近所隣りの娘達の氣を採ませ居れるがサテ此男不思議なことには夕トヒ雨が降らうと風が吹かうと乾度毎晩缺かさず何れへか外出する故如何なる仔細のあるありてかとダン〳〵樣子を探つて見ると行先きといふは西小門外の踏切りを渡つたツヒ近くのある溫突と知られたるが成程其の溫突には仲居らしき女二三人集り居りて此れも爲すこともなく唯終日笑ひ囁めきて其の日〳〵を送り居れるが聞く所に依れば右の壯者は馬關あたりの小料理屋の悴にて實は先月上旬前記の女を引き連れ何にか朝鮮にて一儲けせんと思ひ立ち當地に來りしも昨今の如く斯ら料理店が其所等此所等に餘り返へる程ありては鬆張詰らず依て河岸を替へ今度は清津に赴かんとの計畫なりとかいふ

●君香の電話

頃は昨日三時半頃なりし大桝屋の南瓜女郎に現を拔かし夜となく日となく通ひ來るは電話三七五番に程遠からぬ所に日用品を商へる處の番公○崎さんと見たが僻目か知らねども藝の勤めもそちのけで君香の事が思はれて今の流行の自働電話の歌の文句を取りてかチリンチリンとの電話は大桝屋の君香にとは懸りぬ筆を煩はす次の事も無けれど粋樣方へ其實話を御披露致しましよ、チリン〳〵貴方は大桝屋ですか君香はんを電話口まではゝ私しは君香ですよ貴方何方ですのあら○崎さんでしよそんなに隱したつてダメチヤンと明かりて居ますよはゝゝこんな浮氣娼賣はして居ますが貴方とは深い仲だもの、そんなにやられちや困るねー、時に○崎さん先夜は失禮しました實はね十二日に貴方の處の小僧さんに持たして妾しに贈りものを下すつたあの晩御出でなら電話かけて頂戴と呉々も言傳して置たのに何んとも言つて下さらないのでほんに妾しや御來なのかどうたかどうか店に出る前にざんなに心配したか知れないワ貴方を心待ちに待つて居たけれど水の泡れでした妾しや客に伴られ散歩に出掛けたうの後で貴方から電話が掛つた相でねーほんにどんなに口惜かつたか察して頂戴ようれで是非貴方に一度逢つて委しき話しがしたいが今日は來られないでしようかそれじや十五日第一樓に掛取りに來るからその節度だよ間違ひなく寄て下さいよ、樓内でわ都合があるからそれじや十二時頃に稲荷樣で逢ひましよ堅く約束して置きますよ、今は何處から掛けてるの、三七五番からだそうほんに貴方は酷いわ妾しにばかし思はしてねータマには顏を見せて頂戴よ、馬鹿なことをそれでは茲で切るよ、サヨナラチリンチリン嘸々十五日の十二時は御樂しみ樣先は聞きし其のまゝ荒らく〳〵かしこ

●兵士の亂暴

近衛騎兵下士文弘根(二十)外二名の者は一昨日午後美洞州九統一戶祭致彦なる酒店にて亂酒暴飲の揚句勘定もソコソコに酒店を立出でたるが弘根は途中にて打倒れ居るを巡回の巡査が之を認め保護を與へんとしたるに却て暴行を働ける處へ憲兵通りかゝりたるを以て其の次第を物語りたる上車にて本隊へ送つたとは困つた兵士殿なり

●喧嘩

後洞五十九統十戶千士弘(二十五)は宮基洞李景德なる酒店にて十四日午後十二時アララン歌で酒を飲み居りしに此に又西門外平洞六十五統七戶許在煥(三十)なる憲兵補助員も這入り來り盛に駄酒を譟たしつゝありしが遂に二人は酒に呑まれ衝突を起し大喧嘩を打つ初めたるを巡査に叱り付けられ前の威勢は何處へやら

●死んだ人

一昨午後八時頃處も知れぬ名も知れぬ五十計りの韓人の死体光熙門外巫川の中流に發見されたるを早速其筋の手續に及びたるが死因は腦卒倒ならんといふ



●日曜說教

名古屋城内日本メソヂスト教會にては本日午前、午後說教あり演題は左の如し

午前十時「乞食と大嚢」　木原牧師
午後八時「汝等を招くものは誠實なるものなり」　木原牧師

●西本願寺の說教

龍山小濱本願寺に於ては昨十五日より十七日迄三日間毎日午後八時より說教あり又長谷川町出張所に於ても同樣日本人布教の爲め說教ありと云ふ

●歌舞伎座の番題

同座本晚の替り狂言は「大强盜」八場なり

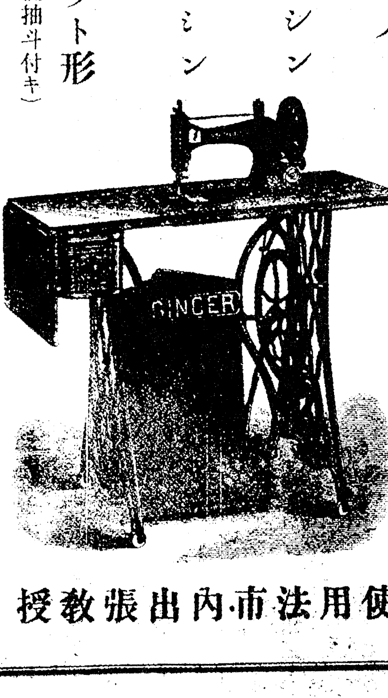
▲演藝案内　○九三書▼

●本町座　今晚の狂言は「多摩川染」にて重なる役割は左の如し
娘れ花(今井)母親れすみ(石巻)井上靏長(栗山)千石源三(南郷)少林署長(中川)田村宗吉(小泉)川口刑事(秋山)女房た糸(三浦)わんまの寅(敷島)藝妓小龍(四位野)藤新太(白川)
尙ほ明日よりは女形を以て關西地方に聲名を馳せし田宮貞雄、松本寅一郎、堀江薫の三氏出演する筈なるを以て定めて一層の活動を見るなるべし

●天氣豫報(自十五日午後六時至十六日午後六時)

東の風晴後曇
十五日午前六時各地氣象概況





老妓 茶羅次の身上話（四）

◎其樣な面で權妻

妾が花屋敷に引き取られて間もなく佐藤さんがワザ／＼尋ねて來て下さいましたが例の仙臺辯でおちやらは居すかつてから不突然にニューツと上り込んだ樣子たらありませんでしたヨ妾も思ひ掛け無い人が來たのですから鳥渡驚きましたが此れはお久し振りに宜くマア入らしつて下さいましたと坐敷に通してお茶や烟草盆などを出してお取りもちをして居ますと時候の挨拶も何も拔きでお前女房になつたのかつて聞くのでしよう如何々でも顏が顏ですからイ、エ妾なんですよともいはれ無いから其處で片ッ方の目を隱して見せますと不思議そうな顏をして妾をジロ／＼見て居ましたが何んの事ッたか腑に落ちないぢやアありませんか妾の氣では目を隱して見せてヲメカと覺らせ樣ッて洒落だつたのに夫れが更にお通じ無しとだいでなすつたのですから仕方無く妾なんですよつて初り出しちもうど如何でしよう何に權妻—其樣な面して權妻になたなられるもんでがすかや當底長もちするもんでねはッてッてイヤ飛んだ御挨拶隨分ズ／＼しく謂たもんですワチ

夫から是非お前の旦那といふのに遇はせろ／＼つて何といつても承知ないのでしよう弱りましたヂ仕方が無いから今迄の事を打ちあけて旦那に遇つて呉れッて頼みますと其處は苦勢をした人だけに厭味ッたらしい事なんぞはチットもいはず夫りやア面白そうな男だから直ぐ遇はうッて佐藤さんの居る坐敷へ這入つて來るとハ、アお前さんがおちやらの旦那でがすかお初にお目に掛りますの挨拶までは宜かつたがおちやらと關係のあつたのは俺の方が先だからッマりお前さんは俺の舍弟でがすッていつてヂ其後は舍弟々々で持ち切りなんでしよう枯れて居ない男にやア鳥渡出來ない藝ぢやアありませんか

妾の母親の死んだ時なんかは直ぐ掛けつけて來て下さいましてね何しろ飛んだ事になつたが夫にしてもお前爺がなからうから俺が百圓香奠としてやらうてつて懷中から妾の前に紙幣の束なりをり出して下すつて時には染み／＼嬉しいと思いましたねけど妾も見得がありましたから誠に有り難うムいますがもう／＼其好意だけで結構百圓は頂いたも同樣ですからどうぞ其方へお納めを願いますつて痩我慢を出して種々に云つて下いましたが到當其百圓をお返し申しますとそうか夫れぢやあ花だけで勘辯して呉れつてお帰りになりましたが田舍の方にしちやあ珍らしく通な客でしたねはあ此頃は東京へ田ていでになつて居るッていふ噂は聞きましたがまだお遇い申しません多分宮城屋銀行家來て入らつしやるのでせう

●新聞料 ▲一枚金二錢▲一ヶ月前金卅五錢▲三ヶ月前金壹圓▲六ヶ月前金貳圓▲郵稅一ヶ月金拾參錢
●廣告料 ▲五號活字十九字詰一行金一圓四十錢▲特別廣告五號活字十九字詰一行金五十錢
發行兼編輯人 秋山忠三郎
印刷人 高木久馬太郎
發行所 京城新報社 京城西署[illegible] 電話六三一番